KP

協議会・基幹・拠点

2025/9
第 31 号

呉市協議会･基幹･拠点事務局（芸南支援センターくれんど）
〒737-2517　呉市安浦町水尻 1 丁目 3 番 1 号
TEL：0823-69-1055 / FAX：0823-69-0043
E-mail：kure-kikan@kurend.com

障害のある方の「その人らしい暮らし」を支えるために

～「障害者相談支援事業（精神に関する相談）の現場から～

地域活動支援センターふたば
センター長　新本祐子

地域活動支援センターふたばは、精神保健福祉法にある「精神障害者社会復帰施設」事業の 1 つ「地域生活支援センター」として、今から 24 年前の平成 13 年 4 月に、現在の広白石に事業所を開設しました。当時はまだ、特定相談支援事業や地域生活拠点、基幹相談支援センターなどの相談機関は存在しておらず、主に広島県が主体となり、精神障がい者の相談先として医療機関、地域の保健所、センターが担っていました。地域生活支援センターは、精神障がい者のよろず相談として 24 時間 365 日の運営をしており、呉市内の 3 ヶ所のセンターで年間 2,000 件近い相談に対応している状況でした。平成 18 年には障害者自立支援法の成立があり、同時に精神障害者社会復帰施設制度が廃止。呉市の地域生活支援事業の一環として「委託（精神）相談事業」に事業変更、名称も地域生活支援センターから「地域活動支援センター」に変更しました。平成 24 年からは､障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正され、特定相談支援事業が新設。障害福祉サービスを利用する際には、利用者に必ず相談支援専門員がつくことが法定化されました。その後の法改正に伴い、地域生活拠点の設立や基幹相談支援センターの新設もあり、現在の呉市の相談支援体制に至っています。

現在､地域活動支援センターふたばは､呉市から｢呉市精神障害者相談支援業務」としての委託を受け、在宅の精神障がい者及びその介護者を対象に相談支援事業を実施しています。在宅の精神障がい者及び介護者等に対し、精神保健福祉士によるよろずの相談への対応、必要に応じて関係機関等への連絡調整、安心できる居場所の提供を行っています。特に「目的のない居場所」をテーマに、ぶらっと来るだけでもいいし、ご飯食べるだけでもいい、なにも話さなくても、別に前に進まなくてもいい「目的がなくてもいい居場所」としての活動では、社会問題になっている 8050 と言われている人たちの参加もあります。認知症のご両親を一人で介護していたり、普段は家で一人きり、夫と二人きりだったり…。まずはセンターに来て、ゆるく繋がって、そこから一人で生きていかなくても大丈夫なんだ、と思って貰える居場所を目指していきます。

今後は、地域包括ケアシステムの推進もあり、地域生活拠点の整備なども進んできましたが、まだまだ精神障がい者に対する理解の普及は必要不可欠です。今年度から「こころのサポーター」養成などの普及啓発などにも取り組みながら、少しでも呉市に住んで良かった、と言われるような地域づくりの一端を担っていけるよう努力していきます。今後ともよろしくお願いいたします。

中島学・福山大学教授による講演と事例検討会

～対人支援組織のジレンマ～

8 月 7 日（木）、呉市役所にて「第 5 回地域生活支援拠点事例検討会」を開催しました。本会は講演と事例検討会に加え、主任相談支援専門員フォローアップ研修を兼ねたもので、呉市内の 18 機関から 36 名が参加しました。

第 1 部では、福山大学の中島学教授をお招きし、「対人支援組織のジレンマ」をテーマにご講演いただきました。支援者自身の“回復資源（リカバリーキャピタル）”を可視化し、仲間との対話を通じて組織や支援の質を高める方法について学びました。回復を支える資源には、人とのつながりや住まい、健康、文化的背景など多様な要素があり、それらを活かす力（ケイパビリティ）を育む重要性が強調されました。参加者からは「自分の資源を振り返る貴重な機会になった」「職場での対話の場づくりに活かしたい」といった感想が寄せられました。

第 2 部の事例検討会では、発達障害やトラウマを抱え、学校や家庭での生活が困難な児童のケースをもとに、学校・福祉・警察司法の立場から可能な支援についてグループごとに協議しました。各グループからは現場ならではの具体的な提案が発表されました。中島教授はまとめとして、このような子どもが地域に存在する現実と、それに伴う支援の必要性や事件への不安が共存するのは当然であると述べました。家庭以外に居場所がなく、「テントで釣りをして 1 人で生きたい」と語る姿は、社会が彼に居場所を提供できていない現状の象徴であり、彼を一人の人間・市民として受け止め、地域で共に生きる場を築くことが求められると強調されました。

今回の事例検討会は、支援者同士が課題や思いを共有し、地域全体で支え合うための大切な一歩となりました。今後もこうした学びと交流の機会を継続し、現場の力を高めていくことが期待されます。

（文責：くれんど・松藤拓史）

「罪を犯した人々を支える」

～刑事司法と福祉のはざまで～

藤原　正範さん(日本司法福祉学会会長)

8 月 23 日、協働舎主催の標記学習会が東区区民文化センターで開かれ、出席しました。

藤原さんは家庭裁判所で長く調査官を務め、少年犯罪と関わる中で退職後、現在の司法の在り方に疑問を持ち、裁判を傍聴する中で気づかされたことを話してくれました。現在、刑事司法の世界では、犯罪を繰り返す「累犯者」が大きな課題となっていて、藤原さんは、この人たちはいったいいつから、どういう事情で犯罪に手を染め、止められなくなったのかを明らかにするために地方裁判所の傍聴することにしたそうです。傍聴する裁判は一人の裁判官が審判を行う法廷で、私がテレビの報道で見るような複数の裁判官が行う法廷ではありませんでしたが、実はその小さな法廷が、刑事裁判の大半を占めています。そして、その審判の対象のほとんどは窃盗、暴力事件です。

藤原さんが数多くの刑事事件の裁判を傍聴する中で気が付いたことは、被告人は高齢者や、何らかの障害もしくは疾病があると思われる人が多く、福祉ニーズのある場合が多いということでした。私らが持っている一般的なイメージでは、犯罪をする人は「見るからに凶悪な人」という感じですが、それとはまったく違っていました。

福祉ニーズとは

・障害あるいは病気・疾患

・関係性から生じる生きづらさ(孤独・孤立)

・要支援の状態(ホームレス・生活困窮)

です。

罪を犯した人たち、もしくはその狭間にいる人たちに対して、障害に対応した関わりや地域社会と繋いだり、基本的な生活を保障する支援が保障されれば、犯罪を犯すことも、再犯することも防げると、藤原さんは言われています。しかし現実の司法のありよう、更生支援はそのような観点は乏しく、罪を犯した人に対して定形的な「矯正」に終わって、そこに教育や福祉の観点は薄く、罪を犯した人が再び罪を犯すことを防げていません。

長崎県にある南高愛隣会は、2007 年から、反社会的行為によって地域生活を続けられなくなった人を対象として、刑務所等の矯正施設で更生をはかるのではなく、福祉事業所で受け入れ、障がい特性に合わせて、「罪を犯さず生きてゆくために」必要なサポートを行っています。

今年の 6 月から、懲役と禁錮は拘禁刑に一本化され、私の職場にも罪を犯した人がいます。個人的には、その人の言動に振り回されそうになる感情を覚えますが、その人との関わりを断つことなく、継続して関わっていくことが重要だと改めて思いました。

（文責：くれんど・和田明）

土屋徹・講演会

～SST と心理教育という取り組み～

8 月 26 日、まるごとネット呉安芸灘地域ネットワーク会議の例会に、まるごとネット呉東が合流して、土屋徹さん（フリーランスソーシャルワーカー）による講演「SST と心理教育という取り組み」を聞きました。

SST とはソーシャルスキルトレーニングで、コミュニケーションスキルを身につける、伸ばすこと、ソーシャル（人とのつきあい）スキル（コツ）のトレーニング（経験を重ねる）ことです。SST と言えば、精神科病院での療法というイメージですが、「人とのつきあいのコツの経験を重ねること」だと言われるとしっくりきました。

ソーシャルスキル（コミュニケーションスキル、人とのつきあいのコツ）は、積み重ねで身につけてきたもので、私たちは社会の中でこれをなんとなく身につけてきています。以前は、地域社会が機能していて、大家族で、同年齢集団、異年齢集団との遊びの機会がありました。コロナ禍をへてデジタル社会になった現在、子どもは学校と同年齢集団の遊びの機会が持てれば良いという生活になっています。

学校教育では、ソーシャルスキル教育にとりくんでいるそうです。

→コミュニケーションに大切なスキルの一例

初級　1.あいさつ 2.自分をわかってもらう、友だちのことを知る 3.上手な聞き方 4.質問する

中級　5.仲間の誘い方 6.仲間への入り方 7.あたたかい言葉がけ 8.気持ちをわかってはたらきかける

上級　9.あたたかい頼み方 10.上手な断り方 11.自分を大切にする 12.トラブルの解決策を考える

定型発達の小学生　1～8 が 1,2 年生、9～10 が 3,4 年生、11～12 が 5,6 年生の子どもに身につけていたらいいということのようです。大人の私たちでも、できているかなと思うものもあります。

SST（人とのつきあいのコツの経験を重ねること）とは、山本五十六の「やって見せ　言って聞かせてさせてみて　ほめてやらねば　人は動かじ」だと言われました。アニメのサザエさん一家は、一家で SST をやっている。タラちゃんがおばあちゃんに、教えてもらう→お手本をみる→自分もやってみる→ほめられていい気持ちになる→くりかえす→応用できるようになる→他の場面でもできるようになる。

後半は心理教育、家族教育についての話でした。くれんどでも繰り返し聞いている話でした。障害のこどもを持つ親は、親亡きあとが心配。講師が今までに会った最高齢の母親は 96 歳だったそうです。それでも親亡きあとの子どもの心配をしていました。

心理教育、家族教育とは、家族に病気のことを知ってもらう。家族が相談したいこともある。専門職に教わるのではなく、家族同士でやっていく。語る、集う、知るが大事。過去は変わらないけど、未来は変わる可能性がある。講師が家族に言っているのは、「子どもを見ないようにするのではなく、自分の楽しみを見つけてください」。

最後に、ゆでたまご理論の話がありました。ゆでたまごの黄身が、対象者の問題点、目立つこと、気になること。ゆでたまごの白身が、対象者の強み、ストレングス、希望や願望、さまざまな経験や生活力など。ゆでたまごの殻が、家族や支援者。ゆでたまご作りは、黄身をコネコネではなく、白身を成長、はぐくむことを。

（文責：くれんど・平賀幸江）